

## 第1回古平町議会定例会 第4号

平成25年3月14日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 議案第 1号 平成25年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算  
(予算審査特別委員長報告)
- 7 議案第24号 平成25年度古平町一般会計補正予算(第1号)
- 8 意見案第2号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書
- 9 意見案第3号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を  
求める意見書
- 10 意見案第4号 「即時原発ゼロ」を求める意見書
- 11 一般質問
- 12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 14 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 15 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(行財政構造改革調査特別委員会)

### ○出席議員(10名)

議長10番	逢見輝統君	1番	鶴谷啓一君
2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

### ○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	本	間	順	司	君
副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
総	務	課	小	玉	正	司	君
会	計	管	白	岩		豊	君
財	政	課	三	浦	史	洋	君
民	生	課	佐	々	容	子	君
保	健	福	佐	々	昌	紀	君
産	業	課	村	上		豊	君
建	設	水	本	間	好	晴	君
幼	児	セ	宮	田	誠	市	君
教	育	次	山	本	耕	弘	君
総	務	係	五	十	満	美	君
財	政	係	高	野	龍	治	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	長	和	泉	康	子	君
		兼						
		務						
		総						
		務						
		係						
		長						

開議 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下14名の出席をいただいております。

以上でございます。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第1号ないし日程第6 議案第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第1、議案第1号 平成25年度古平町一般会計予算から日程第6、議案第6号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、予算審査特別委員長から本件に対する委員会審査報告書が出されております。

お諮りします。本件は、議員全員による予算審査特別委員会でございますので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論は、各会計予算ごとに行います。

日程第1、議案第1号 平成25年度古平町一般会計予算から進めます。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 次に、本案に賛成の討論を許します。

○6番（高野俊和君） 初めに、平成25年度の予算編成に当たりまして、各課の職員、担当者の皆様、大変ご苦労さまでした。

私は、本年度の一般会計予算を執行するに当たり、賛成する立場から申し上げます。ことしは、一昨年の東日本を襲いました大震災以降、行政と町民が幾度となく議論を重ねて、希望ありました防災無線の整備事業も始まり、来年の春には町民全ての家に個別受信機が設置されるということがあります。町の管理職を初め、担当部署の職員のすばやい対応で大変有利な補助を受けることができたことは喜ばしい限りであります。また、低迷を続けております本町の1次産業の漁業振興におきましては、漁業者待望の水産物流荷さばき施設建設工事も予算計上され、来年には新しい施設で漁民皆さんの活気のあるかけ声が響き渡るのではないかと期待をされております。さらには、指定

管理ではありますけれども、心配された古平高校の跡地利用につきましても、古平福社会さんとの交渉もスムーズに運び、古平高校の面影を残しつつ、卒業生が懐かしの学びやを語る時、高齢者複合施設となって地域福祉を支える重要な場所となる喜びを感じるのではないかと想像されております。これら当町における重要な事業推進できるのも、町財政の安定であります。しかしながら、町政執行方針で述べられておりましたけれども、地方交付税は前年比1.5%減額予定とされておりますし、大型事業の公債費の償還もふえることから、財政健全化には厳しく取り組み、節約するところは節約する町運営が必要と考えます。今後におきましても、第2次古平町行財政構造改革プランを実行しながら財政の健全化に行政と町民が一体となり取り組んでいかななくてはならないと考えます。総体的には、余り無理のない国の交付金、補助金を最大限活用し、町民との約束や願いを果たしながら予算計上と考え、執行することを賛成いたします。

以上です。

○議長（逢見輝続君） ほかに賛成討論ございますか。

○8番（真貝政昭君） 一言賛成の意思表示をして、一般会計予算に賛成したいと思います。

本間町長の任期4年の最後の年の予算計画ですけれども、平成5年のちょうど夏祭り直後の夜に発生した奥尻沖の地震、津波で町民の多くが、特に新地方面の方たちが琴平神社境内だとか高台にたくさん避難しまして、それを契機に町民の防災無線設置に対する要望が非常に強まったと。あれから議会あるごとに議会側が要望してまいりました防災無線がようやくことし実現することになりまして、安心して夜眠れるような状況になりました。町民全員が喜ぶ事業であると思っています。あわせて、不十分ではありますけれども、日本海側の津波災害に対する備えも着々と行政側で進められるものと期待しております。また、懸案でありました小学校もこの任期4年の間に実現しまして、ことしは最後の締めであります小学校通線の改築事業に着手しまして、全て完成する運びとなりました。大変喜んでおります。古平の児童生徒の減少は、極めて急激に進んでおりますけれども、基本的なこういう小学校あるいは道路の建設というのは、行政として基本的な仕事でありますので、これもこの任期4年の間に全て終わることができまして、私も大変喜んでおります。

さて、今回の今年度予算に当たりまして、長年要望しておりました私の要望も幾つか実現することができました。町内の経済活性化と、それから町民生活の生活支援というのは一体のものであるというふうに私考えております。そういう意味で、子育て支援の内容としまして、保育所の幼児センターの保育料金の階層区分、最高の部分をことしカットしまして、これも一歩前進という形で受けとめております。また、乳幼児医療費の無料化についても、ことし中学校まで無料化を実現することができました。これも安心してこの町で子育てができる条件が備わったものだと高く評価しております。特にこの北後志では、初めての先進的な取り組みでありますので、大いに自慢していいのではないかと考えております。

また、町内経済活性化ということでは、公共下水道の普及率向上という点と相まって住宅リフォームにことし着手すると。3年計画の初年度ということで、これも評価をしております。できれば、結果次第でこの予算規模を拡大して町内経済活性化に向けて頑張っていっていただきたいと期待しているところでございます。

また、子供たちを健やかに心身ともにこの町で育てるための条件として、特に冬場の運動施設ということで期待できるのは、やはりスキー場の復活でございます。行革集中期間で残念ながら休止状態になっておりますけれども、ことしスキー場頂上部の林道専用道路、これに着手しますけれども、ただ単に林業の面で捉えるのではなくて、古平町の重要な観光施設、家族旅行村という一体のものとして捉えて、何とか夏場の旅行村、冬場のスキー場、あるいはスキーリフトを設置するのであれば夏冬利用するような、そういう構想を持って計画を進めていただければなど期待しているところであります。

また、ことしの予算を見ますと、産業面では漁業に関しては荷さばき所の建設、それから高齢者福祉という点では古高の活用ということで工事が予定されていると。どれも予定されているやつは、工事につきましては町内の経済活性化に結びつくものでありますし、無駄な税金の使い方ではないと、活性化に役立つものであるという点を評価しまして、今年度予算に賛成する意思を表明するものです。

以上です。

○議長（逢見輝統君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 平成25年度古平町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 全会一致です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、賛成の討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) これにて討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 次に、賛成の討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算に入ります。

本案に対する委員会審査報告書は可決であります。

まず、本案に反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 次に、賛成の討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(逢見輝統君) 起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第24号

○議長(逢見輝統君) 日程第7、議案第24号 平成25年度古平町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長(逢見輝統君) それでは、再開します。

説明をお願いします。

○財政課長(三浦史洋君) それでは、ただいま上程ありました議案第24号 平成25年度古平町一般会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、元気交付金関連の3つの事業、荷さばき施設、小学校通線、防災無線(同報系)、この3つの事業の国補助関係の事業費につきましての減額補正でございます。さきに2日目に24年度の補正予算として8号ということで、この事業費に追加させていただきました。本日、

25年度の当初予算、今議決になりましたが、これを待って今回減額して、4月の支出の部分での重複計上というものを解消するものでございます。

それでは、中身についてご説明いたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億2,500万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億4,300万円とするものでございます。

歳入歳出予算補正につきましては、第1表、2ページから5ページまで、また地方債の補正につきましては6ページのほうに掲載してございます。

それでは、事項別明細、歳出からご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。6款農林水産業費、4項漁港費、2目水産物流通荷捌施設整備費、既定の予算から3億996万5,000円を減額しまして、115万円とするものでございます。経費的には、節で旅費から備品購入費までの部分、国の補助対象事業費の部分を今回減額するものでございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路改良費、既定の予算から3,000万円を減額しまして、520万円とするものでございます。これも補助対象事業費の部分3,000万円を減額するものでございます。

ページめくっていただきまして、11ページ、12ページです。9款消防費、1項消防費、2目災害対策費、既定の予算から2億8,740万円を減額しまして、1,607万4,000円とするものです。補助対象経費の部分で13節の委託料で340万円の減、15節の工事請負費で2億8,400万円の減となっております。

また、15款予備費につきましては、財源調整のため既定の予算に236万5,000円を追加しまして、645万円とするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページ、8ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の農林水産業費補助金につきましては、既定の予算から1億5,490万円を減額しまして、496万8,000円とするものでございます。荷さばき施設の2分の1補助の減額、すっぱり減額するものでございます。

4目土木費補助金、既定の予算から1億1,109万円を減額しまして、1,759万円とするものでございます。社会資本整備総合交付金、小学校通線と防災無線の交付金、率として35%相当額の減額するものです。

19款諸収入、4項雑入、2目雑入、既定の予算から21万円を減額しまして、3,889万円とするものでございます。その他収入で財源調整をさせていただきます。

最後に、20款町債、1項町債、2目農林水産業債、既定の予算から1億5,250万円を減額しまして、310万円とするものでございます。荷さばき施設の起債の関係を落とすということです。

4目土木債、既定の予算から1,950万円を減額しまして、1,000万円とするものです。小学校通線の起債の部分を落とすものです。

5目消防債、既定の予算から1億8,680万円を減額しまして、1,170万円とするものでございます。防災無線の起債の部分を落とすものです。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいた



します。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 平成25年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 意見案第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、意見案第2号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 意見案第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、意見案第3号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 意見案第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、意見案第4号 「即時原発ゼロ」を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 「即時原発ゼロ」を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第11、一般質問を行います。

一般質問は、工藤議員から発言を許します。

工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 栄団地についてということで町長に質問いたします。

昨年、屋根からの積雪によりましてガス漏れ事故がありました。その際に危険な場所がまだ数カ所あると指摘をしておりましたけれども、ことしもまた違う場所で同じような事故が起きておりま

す。昨年来、町としてはどのような対応、対策をしたのか、それとも何もしなかったのか、それをまずお知らせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

昨年3月に起こったガス漏れの原因は、ご存じだと思いますけれども、入居契約者が事実上住宅で生活していなかった。また、雪おろしを全くしていなかったということでございまして、屋根の雪が集合煙筒を傾けるほど多く積もりまして、過大な圧力がかかったということで、ガス管の継ぎ手が損傷したということの事故でございました。これにつきましては、傾いた集合煙筒を撤去しまして、ガス配管を新たなルートに布設がえをしたところでございます。これと同じ方式でガス配管している棟はほかに4棟ございまして、集合煙筒と壁に多少のすき間があることは確認しております。ですけれども、いずれも入居者の通常の雪おろし等が管理されておれば大丈夫だというふうに判断していたものですから、そういうことでそのまま見逃していたということでございます。先般の2月28日に起きたガス漏れ原因は全く前と同様でございまして、入居契約者が昨年11月から契約していながら使用しないで雪おろしをしなかった。同じような状態でございます。議員ご承知のとおり、前にも申し上げましたとおり、ことしの雪もまた昨年以上に積もってしまったということ、特にことしは寒さがきつくて、なかなか解けていかなかったというのも一つの原因ではないかなというふうに思っております。その方に、1月に雪おろしをするようお願いしていたところでございますけれども、その際にガス管が損傷してガス漏れする危険性があることについては申し伝えてはおりませんでした。そういうことで、結果的には相手任せになってしまったということでございまして、その点につきましては反省しなければならないというふうに思っております。

今後の対応としましては、今のところ残る3棟についてはそういう雪の危険もないと。ガス漏れするような危険性もないということでございまして、今後再発防止に向けてガスの販売業者とのご意見も伺いながら新たな方策を検討していきたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） ことしガス漏れ起こした場所は、私が昨年指摘した場所なのです。それで、ことしも一報が入りましてすぐ行きましたら、たまたまガス会社の人もおりまして、それでいろいろ聞いたのですけれども、昨年より、まず今雪が多かったのか少なかったのか、それははからないとわからないでしょうけれども、実際に積雪がすごく多くて、そして実際に去年よりまだ悪い状態でガス管に接触しているのです。実際に屋根の部分がもうつぶれてしまって、たしか屋根から15センチぐらい下がっている部分に配管してあるのです。それがもう軒先とべったりくっついているような状態だったのです。それで、実際にすき間も去年のすき間は本当にわずかだったと思っていたのですけれども、ことし見ましたら結構また開いていました。それで、確かに今町長言ったみたいな1カ所だけかな、どこか前のほうに配管し直したような棟ありました。ですから、まず雪おろしというものを常に空き家とかあいている部分をやらないと、また毎年同じような事故が起きるのではないかと。それをまず危惧しております。そして、実際はどちらも、去年もことしも日中だったので、まだにおいだけで済んだのですけれども、これがもし夜中だったら、それに火がついたりして火災起きたら大問題なのです。これの対応としては、早急にやはりきちっとしたものをやらないと、周りの住民は不安でしょうがないと思うのです。どういう考え持っていますか。

○町長（本間順司君） 確かにことしの場合は、我々も不注意だったなというふうに思っております。ちょうど私の公用車の運転手の方も近くだということで話は聞きました。去年よりはかなりすき間が開いてあったということで、去年よりはまだ危険があったのかなというふうに思っております。

今後につきましては、それぞれ早急に雪降る前までに配管業者と協議しまして、改善してまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 普通雪おろしというのは、事故起きる前にやるものなのですが、今回ガス漏れ事故が起きてからあちこちの雪おろしを何か一生懸命やっているようですけれども、そういう対応のまずさというのを非常に気づきました。ですから、やはりそういう危険なような場所であれば、多少お金はかかるのでしょうかけれども、常にやはり目を光らせておくということと、それからこれから残っている部分、まだ違う場所にも、年数が古いものですから、結構すき間が出てきているのです。煙突自体ばかりでないのです。屋根自身がもう傷んできているのがほとんどなのです、住宅は。だから、そういう点もしっかり加味して、きちっとした対策をしてほしいと。それをまず要望します。

○議長（逢見輝続君） 次に、堀議員、どうぞ。

○5番（堀 清君） 私は、町が行っている除排雪できょう質問をしたいと思います。

第1番目なのですが、今年度の12月と昨年度の12月なのですが、その2年にわたって年前の排雪ということで町側では作業を行ってくれているのですが、そういう中でどうしても開始というのは東部のほうからやっていくものですから、どうしても西部方面が後回しになるということではないのですが、順番的には最後になってしまうという中で、12月だけはやっぱり全町を一回り回れるようなスケジュールで除排雪をしてもらいたいと。やっぱりどうしても行政サービスというのは平らにしないと、やっぱりどこかかんかにしわ寄せが来るのでないかなというように考えております。

それと、2つ目なのですが、それは工藤議員さんも総括質問の中で教育長のほうには質問していたのですが、通学路の歩道の除雪なのですが、これは具体的には会館から工藤さんの自宅等々の線路なのですが、基本的には町側では歩道の除雪というのはしていないのですが、その通学路だけでも歩道の除雪ができないものかというような提案をしたいと思います。

それと、3点目なのですが、どうしても現在の排雪作業というものが、要するに車幅を確保するために結構な面積を除雪というか排雪をやっているのですが、そういう中をやっぱりカットだけにして、要するに回数をふやすことができないだろうかと思っているのですが、結果的にはこれを試算しているわけでもないし、あれなのですが、現状の排雪、シーズンで今年度の場合3回やっているのですが、3回やる経費とカットだけの回数やったケースというのはそんなに金銭的にも変わらないのでないかなというように気がするのですが、そういう中もやっぱり今後の作業面としては考えてもらいたいということ。

それとあと、先ほど工藤さんもしゃべっていましたが、町有建物の除雪体制なのです。最

終的には本当にもうどうにもならない状態の中で何か実施しているというのが通年のパターンのように感じられます。せっかくやるのであれば、もっと早い時期にやることによって、例えばそういう建物の損害、破損、そういうものの防止にもなりますので、現実問題やらないならやらないで、それはどうしようもないことなのですから、どうせやるのであれば早急な形の中でやってもらいたい。そういう中で、町長の答弁をお願いします。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

除排雪の件でございますけれども、町道の排雪につきまして、正月前に全町の排雪をとということでございます。過去正月前に全町排雪したのは、近年では平成17年度の豪雪のときでございました。このときの12月の降雪量は例年の2倍を超える降雪があったということで、早目に排雪作業に入りまして、年内に終わらせたということでございます。過去そういうことで、17年以前は、いわゆる暖冬と言われた時期でございまして、かなり少ない雪だったものですから、ある程度短い期間で排雪ができたということでございます。そういう感覚がございましたけれども、議員ご承知のとおり行財政構造改革の必要性が生じたころには、平成18年度で、いわゆる除雪の出動基準が15センチから17センチに引き上げた年でございます。それから、さらに翌年には20センチということで、かなり財政的にきつかったということでございます。それから、さらに翌年には20センチに引き上げたところでございます。それ以降、排雪時期につきましては雪の降り方を見ながら実施してきて、道路状況を判断して実施してきたということでございます。現在も第2次行財政構造改革に取り組んでおりますことから、現状の対応に理解をお願いしたいということでございます。

最近本当に3年続きの大雪ということでございまして、要するに予算をにらみながら排雪時期をいつにするかということで、なるべく経費のかからないような、最少の経費で最大の効果ということをやっております。どういったものか、排雪をやり始めると雪が降るという悪循環でございまして、たまたまそういうふうになってしまっていると。やり始めのときは、年内で終わるだろうというような計算をしながらやっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やり始めるとかなり雪が多く降って、つつい年を越してしまうというのが最近の実情でございますので、その辺はいろいろ財政的な面もございまして、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、2点目の小学生の通学路の安全確保ということでございます。議員おっしゃるとおり、先般総括質問で教育長のほうから答弁してございますけれども、本当に西大通線、古平では一番広い道路でございまして、車道部分が片側4.5メートルにプラス歩道部分が3メートルということでございますから、かなり広い道路でございます。普通の町道よりも幅員で3メートルほど広い構造になってございます。その広い構造になってございますけれども、どういうわけかわかりませんが、西大通だけは一番最初に狭くなってしまふという、そこの方々が子供たちの安全確保ということで検討されているのかどうかわかりませんが、そういう状況になることが間々ございます。そんなことも教育長の答弁にございましたけれども、それら住民の方々とも一緒にこれから検討して、いい方策を考えていきたいというふうに思っております。ただ、それこそお金で解決すればいいという問題ではなくて、いろいろ町民との協働の精神でもってこれから検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、3点目の排雪作業の効率化ということでございます。カットを中心にした排雪にして、回数をふやしてやったかどうかというようなこととございます。先ほど申し上げましたけれども、ことしの冬は全町排雪に要した日数は1回目及び2回目ともに9日間かかっております。前の年は、1回目が11日間、2回目が9日間ということで、平成22年度も大体同じくらいの日数ということでございまして、いわゆる大雪の場合はこのくらいの日数がかかるということでございます。車道部分だけを排雪するというので、1回当たりの排雪日数を少なくして、それによって年間排雪回数をふやしてどうかという議員の提案でございますけれども、さっき言いましたように排雪以降も2月までは降雪が見込まれるということでございますので、これまでのように歩道部を含めた排雪ということとやっていきたいというふうに思っております。3月に入ってしまえば、ある程度議員提案のとおり歩道部分までカットしながらやれば、雪解けになっても排水が確保されるというようなことを考えておりますので、そういうこととご理解を願いたいというふうに思っております。

それから、4点目の町有建物の除雪の件でございますけれども、鋭意やってはございますけれども、議員おっしゃるのは多分工藤議員と同じような、いわゆる住宅のことが多く言われたというふうに思っておりますけれども、町有建物につきましては、役場、それから旧消防庁舎、旧開発除雪事務所あるいは各集会所というふうに、我々はそういう感じで申し述べてきましたが、議員は住宅のことも申し上げたのだなというふうに質問の中でそう感じております。町有の庁舎ほかの経費につきましては、やはり22年、23年度とかなり大雪のために、それ以前よりは経費が重なっております、100万単位にまで膨らんできているということでございます。住宅につきましては、本当に我々も見るからにすごいなというふうには思っておりますけれども、今後入居をさせないと、入居を継続しないというふうなところの場所につきましては、ある程度放っておくとと言うと語弊ありますけれども、そういうような感じで今やっているわけでございます。ただ、まだ入居が必要であるという部分につきましては、最初は軒先が壊れるものですから、軒先を先にやると。それでもやはりこういう雪の降り方ですと、だんだん、だんだんそれが一回軒先やってもかなり積もり過ぎる嫌いがあるものですから、最近雪おろしをやっているというのが実情でございます。見れば、何だ遅いなというような感じはします。ただ、そういうもろもろの条件がございまして、場所によってはそういうふうに放りっ放しのところもございまして、なるべく建物が傷まないような形で対処していきたいというふうに思っておりますので、その点はタイムリーでない部分もあろうかと思っておりますけれども、ご理解を願いたいというふうに思っております。

○5番（堀 清君） 町長の答弁、本当に納得するところもたくさんあるのですが、12月の排雪のことなのではございますけれども、やっぱり開始時期の判断というか、そこら辺が微妙なところあると思うのですが、このことに対しては町側もプロなのだかもわからないですけれども、やっぱり現場サイドに開始時期等々を任せるというか、そういうことができないのかできるのか答弁願います。

それとあと、通学路の除雪なのではございますけれども、このものというのはやっぱり道路幅をきちっとした形の中で確保していれば、逆にやらなくても済むかなという形でも捉えているのです。だから、経過的に3番の排雪の作業の効率化という面では、既存の考えというものを捨ててもらって、やっ

ぱり当町の場合はカットだけで除排雪を完了させるという形が俺とすれば最高の除雪でないかなという。どうしても町民自体が、例えば道路に平気で雪を投げたりだとかが普通の除雪というような形でやっているのです。だから、そういうものを町側から何ぼ投げるなだとかだめだよと言っている、そのものはなかなか今後としては改善はならないと思います。だから、あとは何をすべきかという、出されたものを除排雪するしかないのではないかなという気がするのですけれども、そこから辺財政的にも逼迫している中、除雪というのは本当に3月になればもう解けてなくなる雪ですから、金銭的にはすごくきちっとした形で節約していけばというところもあるのですけれども、町民自体がそういうような形で今現場としてはなっているものですから、それをなかなか改善していくのは大変だと思います。

それとあと、建物の除雪なのですけれども、こういうものは現場に任せておいたほうが、やっぱりこういうものも現場に行ってさまざまなことを確認して実行するというのが一番ベターだと思うのですけれども、そういう中の町長の考えを聞かせてください。

○町長（本間順司君） 今、堀議員、現場の判断に任せたらどうかというようなことをございます。ただ、天から降ってくる雪でございますので、なかなか現場の判断もつきにくいのではないかなというのが我々の、先ほど申し上げましたとおり排雪をやった途端に降ってくるというのが最近の例でございますので、それこそそういう気象データも加味しながら、これからどういう方法がいいのか考えていきたいなというふうに思っていますけれども、一応現時点では現状の対応でお願いしたいなというふうに思っております。

それから、通学路の安全確保、なかなか町民がそこまでやっているのを改善するといっても大変なことではございますけれども、やはり町民の方々にも理解してもらわなければならないし、出された、町でやります、また出された、また町でやりますという、そういうイタチごっこを繰り返していれば、幾ら財政健全化をやろうとしても、これは成り立たない。そういうことではございますので、それでなくても本町は除排雪の状況がいいというようなことで、他町村から見ればいいというようなことで、これが札幌なんかに行きますと、かなりもうどうしようもない状態で、自分たちがお金を出しながらやっているというのが現状でございます。そうすれば、古平町民はまだ幸せなのかなというふうに私自体は思っております。そんなことで、町民の方々にもやはりご協力願わなければならない問題だというふうに、これにつきましても今後地域懇談会等の場で再度お話し合いをしていきたいなというふうに思っております。やっぱり除雪して、通学路の安全を図るのが一番ではございますけれども、そういう町民の方々の協力も必要だなというふうには思っております。

それから、建物の除雪、排雪、雪おろし、それも現場に任せてはどうかということではございますけれども、ただやはりいずれにしても財政が絡むことではございますので、勝手に判断して勝手にやられてもまた大変だなというふうに思っておりますので、それはやはり行政としても野放図にはできないだろうということではございますので、ある程度行政の方針に従ってもらうというのがベターではないかなというふうに思っております。

○5番（堀 清君） 最後になるのですけれども、今回4つの質問出したのですけれども、まず

最後に、やっぱり12月に排雪の作業を実施したときには、極力全町を一回りできる形で完了させるということを約束してもらいまして、最後の質問にしたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 答弁はいいですか。

○5番（堀 清君） いいです。

○議長（逢見輝統君） それでは、ここで10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

次に、真貝議員、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） それでは、小中学生の就学援助充実について町長にお伺いします。

それで、古平町の総合計画に記載されておりますデータをもとにしまして若干述べさせていただきますけれども、小中学生の父母から、教育委員会からの資料によりますと、1年生から中学校3年生までそれぞれ各学年に応じて必要な教材費を現場徴収して今授業を行っておりますけれども、平成2年当時の教育長が可児さんでしたけれども、そういう教材費をいただくことを一切町の負担でやるということで、目的は親の生活の実態に無関係に、お金の心配なく子供を教育すると、そういう方針のもとで学校で集めている教材類、町で負担するという、そういうのが始められました。当時、15歳未満の子供の数が774人と。これが平成17年になりますと半減以下の355人と。これ以後、行革集中期間ということで父母から教材費をいただくようになった。その後の町財政の動向はご存じのとおり、かなり厳しいという状況に反しまして、ある程度光明を差すような財政運営が続いて、そして今に至っていると。今年度におきましても、町職員の給与費についてももともと戻すと、そういう措置がとられておりますけれども、平成17年に比べましても、ことしの小中学生の数というのは3割ほど減っているのです。かなりの勢いで子供の数が減少しているという実態にあります。ただ単に財政絡みで物事を考えるのではなくて、今こそ子育て世代に対するさまざまな支援が求められておりますので、これを機会に父母負担をいただくという方針をもとに戻すと。以前のように町で負担するという措置をとって教育に臨むと、そういう方針をとるべきだというふうに私考えております。

さらに、就学援助の件なのですが、長らく古平町の基準が今の状況で続いているのですけれども、幼児センターを利用されている方が小学校に入学する児童生徒の大半を受け入れているという前提に立ちますと、これサラリーマン給与で試算したのですけれども、幼児センターの保育料区分が階層区分で第1から第5まで区分けされているのですけれども、第4階層までの方が全体の約8割に上ります。モデル計算なのですけれども、この第4階層ぎりぎりの方が子供を小学校に入学させて、就学援助の対象になるかどうかというのをモデル計算したのですけれども、適用になるのです。これを、モデルですから、厳密でないですからあれですけれども、就学援助の権利を得る方が大体小中学生、児童生徒の8割に達する可能性があるというのを前提にしますと、現在のこの制度の利用



者は全児童の約4割という状態ですので、利用できるのに利用されていない家庭がかなりいると。現在の倍くらいにいらっしゃるのではないかというふうに考えられるのです。それが正確な数字に近いとすれば、先ほど来申し上げている児童生徒の急激な減少、これを食いとめることは古平町の今後の町政を運営してく上でも極めて重要な課題でありますので、就学援助のさらなる充実強化という点から考えて、行く行くは全員をこの援助対象にする、そういう方向に持っていくべきではないかというふうに考えるのですけれども、町長のお考えをお聞きします。

○教育長（成田昭彦君） 町長のほうより指示ありましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まずもって、真貝議員と共通の認識に立っていると思うのですが、憲法で言われている義務教育費の無償化というのは授業料の不徴収のことを意味してございます。ですから、教材費については個人負担を求められるわけでございますけれども、その辺につきましても今、昨日ですか、予算審査特別委員会で真貝委員のほうから質問あったときに私7,000円から1万2,000円くらいの個人負担があると答弁いたしましたけれども、昨日うちの職員のほうで小学校、中学校から調べさせましたところ、減っております。4,000円から7,000円、8,000円くらいの個人負担いただいております。そういった中で考えますと、今義務教育の無償化という形から考えますと、やはりこういった教材費の負担も私は国において措置すべきものかなと思っております。例えばその中から出てきている教科書まで単行法律で義務教育小学校の教科用図書の無償に関する法律というのを設けていますけれども、そういった中にこういった教材費等も含めた中でやっていくのが本音かなと思っております。

それで、町としまして、金額的に申しますと、個人負担分、小中合わせても100万か150万程度の負担かなと思っております。ただ、果たしてそれを今無償化してしまうのがいいのか。私自身で考えますと、本当に教育の機会均等という形からいえば、そういったものも無償化してやるのが一番いいのかもしれないかもしれませんが、就学援助とあわせて、例えば学校給食費を本当にただにしているのか、私はそこにちょっと疑問を感じております。やはり就学困難な児童生徒に対してはそういう援助制度というのは必要でございますけれども、それが100%というわけにはいかないのではないかなと思っております。もちろんそういった負担できる家庭については負担してもらうという形でこれからも考えていきたいと思っております。教材費についても、だんだん年々少なくなっております。これからの児童生徒数の推移見ても、今の状態が続いていくような状態でございますので、そういった学校との話し合いを持ちながらこういった教材、消耗品の額をふやして、対処できるものはしていく、年次的に減らしていけるものは減らしていてもいいでしょうけれども、その辺今就学援助での学用品費の基準額は1万1,100円なのです。それから申しますと、古平町では4,000円からさっき言ったように8,000円くらいで済んでいるということで、そういった方向に向けていくのはわかりますけれども、今の状況ではこういったご負担はいたし方ないのかなと思っております。私も教育長就任する前、一般行政職に37年もおりましたので、行政の予算について考えてみますと、きのうの予算審査特別委員会でも商工会の助成をもっとふやせとか、そういった意見も出ていました。そういったいろいろな予算を鑑みても、今のこういった状況では4,000円から8,000円のご負担はまだいましばらくは続けていかなければならないのかなと考えております。

○8番（真貝政昭君） 今の答弁の中で貴重な発言もあるのです。本来は、国が負担すべきものという点ですけれども、父母負担によらないでですね。国が負担していないで父母負担が行われていると。そういう面では、公費による負担が妥当だという教育長のお考えは、答弁としては漸進的な内容でないかなと思っております。それが実現するまで町が肩がわりして支援をします。そういう観点に立って検討願いたいなと思うのです。これが1つです。

それと、児童数の減少については落ちついているという見方なのですけれども、総合計画の資料を見ましても、児童生徒の減少というのを5年間で3割減っているのです。ここ二、三年見ても、三、四年見ても1割減っているというぐあいに、決して落ちついているように見えて、もともと数少ない状況になっていますので、落ちついているように見えるけれども、年数が一年一年変動するごとに確実に着実に減っていったらと。この児童数の減少というのは、結局育児家庭の、子育て家庭の減少ということですから、それだけ町内経済の活性化には逆向きの方向でもあるし、全てうまくいかないという捉え方を私はしているのです。そういう面では、教育ばかりではなくて、町の今後の将来計画を考える上で極めて重要な世代、それに対する施策という面で考えるべきであろうと、そう思っているのです。

もう一つは、この就学援助制度という制度なのですけれども、長くこういう名前で行われているのですけれども、この援助という言葉が嫌う方たちが随分といらっしゃると。それから、基準が生活保護ということがありますので、生保ということが出てくるたびに、またその援助という言葉が出てくるたびに申請を嫌うという傾向が定着しているといえますか、大分変わってきていると思うのですけれども、これが利用率の増加にはつながっていないと。そこら辺をやはり工夫をして、今町で持っている基準を最大限活用すべきだという観点から立てば、もう少し工夫をして事に当たるべきではないかというふうに考えているのですが、その点2点について伺います。

○教育長（成田昭彦君） 先ほどそういったものは、国のほうで見るべきではないかと申しましたけれども、それは全くそのとおりで、今就学援助についても平成17年3月までは国の補助制度がありました。それも断ち切られたということで、非常に後退されているような形でございます。この辺につきましても、私ども北海道町村教育委員会連合会とあるのですけれども、その後志部会というのがあるのですけれども、その中で私と委員長も役員になっているわけですけれども、毎年文教政策予算ということで要望を上げる形ありますので、そういった形を使いながら国のほうに伝えていくような、そういった形では進めていきたいと思っております。毎年教科書についても要望を上げているわけですけれども、そういった中でまた進めていきたいと思っております。

それから、私どもも今出生してくる中で児童生徒数加味しているわけですけれども、25年度99名ですけれども、26年度が98名、27年度が104名、28年度が110名、29年度が116名、30年度が115名ということで、今の出生数からいくと大体児童生徒数はふえて……ふえるというか、平成27年になると104になりますので、ここで教職員1人増という形になるわけですが、そういった面では今のままの形で続けていかざるを得ないのかなと思っております。

それから、児童生徒に対するこの援助制度の周知でございまして、年度当初始まったときに、個々にこういった制度がありますということを書いた紙、あったら申請してくださいというこ

とで、一人一人に持たせております。ですから、各家庭1件1件がわからないということはないと思います。そういった中で、上がってきた部分について、私どものほうで調査して認定するという形になっておりますので、周知については万全を期しているというふうに考えております。

ただ、援助制度、就学援助という言葉がどうもと言え、その辺は名前を変えても、こういう制度がありますよということでは私どもも検討してまいりたいと思いますけれども。

○8番（真貝政昭君） 政権与党が保育料金の無償化というのを口にし出していますけれども、以前は国庫負担、それから道負担、地方負担ということで、措置制度という中で行政の役割、税金による責任というのをはっきりさせた。それがなくなりまして、一般財源化だとか、そういう形で変えられて、国の責任という点では後退したのです。就学援助制度についても、以前は国庫負担ということで、責任を明確にしていた。それを2004年度に地方交付税化ということで一般財源化して、国庫負担という言葉が消えてしまったということで、本来は教育長言うように国による責任で義務教育無償化に向けて充実強化すべきものなのです。これが後退していると。近年、高校教育については授業料の無償化ということで進みました。さらに、日本ではまだ実現していなくて、先進諸国では既に実施されている大学の授業料無償化、これは国際条約では日本は長らく批准はしてこなかったのです。ところが、昨年日本はようやく批准した。だから、今後の取り組みとしては、大学の授業料無償化に向けての実現ということで政府は課題になってくるのです。教育長が所管する小中学校の教育の無償化というのは、これは国による責任というのが当然求めていくべきですけれども、町による努力というのはやはりそれまで必要なので、ぜひとも努力していただきたいと。

それと、町長の立場からすれば、やはり町政運営で子供の減少というのはゆゆしき問題で、これをふやす努力というのはやはり工夫が必要だろうと。いろんな面で町長は事業を実施進めておりますけれども、それとやはり一体となって子育て世代に対する支援という観点から、この就学援助制度を活用するという点では非常に有効だというふうに私は思うのです。今回私いろいろと計算してみまして、こういう議会に参画してもらって経験積んでも、なかなか自分の生活の実態を計算式でやっていくというのは非常に難しい。それを子供の親たちが自分の生活実態をそういう計算表に基づいてやっていくという作業は、非常にこれ難しいと思うのです。こういう制度がありますよと言っただけでは、なかなか制度を活用できるかどうかかわからないと。しかも、生活保護だとか援助という言葉聞けば尻込みしてしまうというのものもあるものですから、やはりこういう制度を全面的に活用していくためには、もっと身近な制度として広めていく努力が行政側にあるのではないかとこのように思うものですから、そういう面での工夫を求めているのです。

以上について答弁をお願いします。

○教育長（成田昭彦君） 真貝議員おっしゃるとおり、高校の授業料無償化ということが始まりました。私は、その前に、やはり義務教育の機会均等という形からいけば、むしろそういった教材費を無償にするほうが先でないのかなというふうに思っております。義務教育のそういった機会均等ということを考えれば、そっちのほうが先でないのかなと思っております。

それと、この周知につきましても、標準家庭で大体これくらいが目安ですよというような、そういった周知はしてございます。本来ですと、私どものほうで全部調べればいいのでしょうけれども、

やはり申請主義という中からいくと、そういった中で実施するしかないのかなというふうに思っております。

教材費4,000円から七、八千円でございますけれども、この分についてはいましばらく全体の町の予算を考えてもご負担いただくことを今やめるといふわけにはいかないのかなというふうに考えております。ただ、いずれにしましても、そういった、例えば学校給食費、それから教材費が払えなくて学校に来ない、不登校になるということは、それはあってはならないことですので、それについては学校とも連携しながら、そういったものは援助制度を活用しながらでも救っていただけるような形というのはぜひやっていかなければならないことだと思っておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

○議長（逢見輝統君） 次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） このたび町長の執行方針になかったようですので、前にも一般質問で上がったことはあるとは思いますが、改めてお伺いいたします。

空き家、廃屋の対処についてということでお聞きしたいと思います。現在古平町を見渡すに当たって、放置されて荒れ果てたような廃屋も見受けられます。倒壊する、あるいは火災が起きる、犯罪の誘発との危険、あと夏場には雑草、冬場には積雪と、落雪の被害、そういったものも考えられます。あるいは害虫、ネズミ等の発生等も考えられるわけでありまして、生活状況の変化により町内に空き家、廃屋が目立つようになり、今後もふえていくことが予想されます。

以上の点について、1から4まで質問を上げてみました。1、町内の空き家、廃屋の場所、状況については把握されているでしょうか。

2、空き家から廃屋化する前に、その予防策は考えられているでしょうか。

3、廃屋を解消する策などは考えておられるでしょうか。

4、倒壊などの危険がある場合の緊急時の対応についてはどのように考えておられるでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○町長（本間順司君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の空き家の実態把握をしているかということでございますけれども、昨年2月に実施した調査をもとに台帳を作成いたしてございます。それをもって管理しているということでございます。内容的にはまだ十分とは申し上げられませんが、苦情があった場合には町外の所有者あるいは管理されている方に連絡をとりまして、それらを活用しながら現在まで来ているというところでございます。

それから、2点目の空き家から廃屋化する前にその要望策は考えられているのでしょうかということでございます。その3点目の廃屋を解消する策などは考えておられるのでしょうかということ、同じような質問でございますので、あわせてお答えいたしたいと思っております。空き家、廃屋につきましては、議員ご承知のとおり、個人の財産権ということで、憲法問題、法律問題をはらんでございます。行政としては直接手を下せないということで、大変難しい問題だということ、今盛んにそのことについても国全体で取り組んでいるということ、ただ、いずれにしても国のみではどうすることもならないということで、ある程度自治体の仕事だということで各自治体も苦

慮しているところがございます。先進市町村の取り組み事例として、ご承知のとおり条例を制定しながらやっているところもございます。建物所有者へ適正管理を義務づけたり、行政には立入調査権、権利はございませんけれども、指導、助言、それから勧告、命令、代執行と、そういう権限を持たせながらやっているわけがございますけれども、その効果につきましては今のところよくわからないというのが実態でございます。平成24年度は、倒壊した家屋の所有者へ手紙や写真を送ることで、1軒につきましては取り壊し済みでございます。もう一軒につきましては、雪解けを待って取り壊す予定ということで伺っております、ある程度はそういう手紙や写真を送ることで効果があったのではないかとこのように考えてございます。仮に連絡がつかなくても、以前申し上げましたとおり、それこそ今取り壊すのに100万以上かかるということで、経済的な理由でなかなか対応できないというのがほとんどということで、その点につきましては大変苦慮しているところがございます。そんなことで、なかなか難しい問題だなというふうに思っております。

それから、4番目の倒壊などの危険時の緊急対応をどう考えているかということでございます。不特定多数の住民が頻りに利用する国道等の歩道や交差点あるいは学校付近の通学路での緊急事態で所有者に当事者能力がなかったり、あるいは所有者が不明という場合につきましては、行政のほうで、いわゆる民法という事務管理、または準委託行為として対処しなければならないというふうに考えておまして、それをもとにしまして現在までそういう事例があった場合は対処してきているところがございます。その空き家解消の切り札というものはなかなか難しいということでございまして、新聞等でご承知のとおり、後志のモデル条例等を参考としながら条例制定を含め住民啓発等を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後いろいろ議員の皆様にもご相談申し上げることがございますけれども、そういうことでご理解願いたいというふうに思っております。

○3番（中村光広君） この問題については、非常に難しい問題であるということは把握しております。本当に行政のほうの努力というか、その所有者に対していろいろ指導、助言あるいは補助なりするなりして解決していかなければならないということを把握しておりますので、非常に難しい問題ではあります。

先ほど2月に調査を一度行って台帳をつくったということでありましたが、年に何回ほど調査あるいはパトロール等を行って、その建物がどういう状況になっているのか、年々老朽化して危ない状況に放っておけばなっていくと思いますので、それを年に何回調査して、その台帳をどのように利用していくべきか。そういった方面を考えていかなければいけないと思います。

あと、その建物なり土地なりを利用する方法、古平の場合はちょっと難しいかなと考えられますけれども、例えば空き家を住みたい人に貸すとか、そういった住宅をマッチングしたりとか、あるいはこれだけ除排雪が大変になっておりますので、空き地を雪の一時的な置き場所にするとか、そういった方策も考えていかなければいけないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

また、古平町独自で解決するのは無理ということであれば、国ですとかそういったところに要望を出すなりしていかねばいけないと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○町長（本間順司君） この空き家の実態把握の台帳でございましてけれども、今年の2月でございまして、いろいろ先ほど申し上げましたとおり十分ではございません。まだまだそれにつけ足し

て、その資料をつくっていかなければならないというような段階でございませけれども、そういう何回というふうに区切って調査しているわけではございません。ただ、やはり現状は少しずつ変わっていくというようなこととございませるので、これらにつきましては点検しながら加除していくというような状況でございませ。議員おっしゃる、どのように利用するか否かも、それこそ解決した暁にはそういうふうな話し合いにもなろうかと思ひませけれども、それを何ともできない状況ではそういう利用云々くんぬんという話にはなりませ。要するにその所有者もわからぬ、管理者も誰かもわからぬ、それこそ相続人が誰かもわからぬ。仮にわかっている、相続放棄しているというような事例もございませして、なかなかそれこそ前に進まないというのが実情でございませ。ですから、それこそ古平の場合はある程度市街地が集中しているということで、他の町村から見れば本当にそういう廃屋があれば困った地域でございませ。ある程度農村地帯であれば離れた地域で、周りにおうちのない、そういう地域で廃屋が見受けられますけれども、古平の場合は市街地で込んでいるところにそういううちがあるというようなことで大変苦慮している。そういうところを雪捨て場、雪置き場に利用したらというようなこととございませけれども、それはやはり先ほど申し上げましたとおり、物事の解決しない限りそういう時点までは達しないということでございませ。それこそ国へ要望したとしても、国自体もそれこそ解決方法がないというのが実情でございませして、ある程度そういう地域で解決していくというのが我々に課せられた課題でありませして、そのために、それこそ後志管内でそういう協議会をつくりながら今物事を進めているということでございませるので、ご理解願ひたいと思ひませ。

○3番（中村光広君） 今町長のほうから所有者がわからぬ、相続放棄をしている箇所もあるということでありませましたが、そうであればそのままほったらかしにしておくような格好になってしまうと思ひませのです。そうではなくて、これだけ雪も多く倒壊するおそれがある、落雪のおそれもある、あるいは大風が吹けば建物の木材があちこちに飛び回るといふ危険性もある。だから、所有者がわからぬとか相続放棄されている、そういう建物を壊れるまで放っておくといふことはできないので、やはり先ほどモデル条例といふのができたということもありませしたので、古平町としてもその条例に倣って、ある程度強制的にそれを撤去するなり何かに利用するなりするといふ条例のようなものをこれからつくっていかねばいけぬのではないかなと考えるわけですが、その辺いかがお考えでしょうか。これを最後にします。

○町長（本間順司君） ですから、先ほどから申し上げておりますとおり、後志管内におきませしてもそういう協議会をつくりながら最善の方策を考えていくといふのが今の置かれている状況でございませして、議員おっしゃいました、そういう壊れそうな、いわゆる他人に迷惑をかけるような建物等がありましたら、我々行政のほうで今まである程度許せる範囲内で対応してきているといふのがこれまでの、それこそ町がやってきた方策でございませるので、いつまでもそういうふうな状況は許されるべきものではないといふことでございませして、そういう危険性があるところにつきましては、やむなく町が肩がわりしながらやっていくといふのが今の段階の対処の仕方とございませるので、そのように対処してきていることを申し添えませして、ご理解願ひたいといふふうに思ひませ。

○議長（逢見輝続君） 以上をもちませして一般質問を終わります。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第12、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がございませぬ。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにござ異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございませぬ。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにござ異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございませぬ。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにござ異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第15、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第1回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時53分



上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員